

■p. 63 問題5 解説2行目

平成23年法改正により、「問わず、販売以外の方法で交付することを」を「問わず交付することを」へ変更いたします。

■p. 211 問題4 解答・解説

解答及び解説を以下のように訂正いたします。

解答： ×

解説： 判例は、1項詐欺罪（刑法246条1項）が成立した後、詐取した財物の代金を暴行・脅迫により免脱した場合につき、2項強盗罪（刑法236条2項）の包括一罪となるとしている（最決昭61・11・18）。

※補足

下級審では併合罪とするものが多数あります（札幌高判昭32・6・25など）。ただし、どれも昭61最決以前のものです。一方で、昭61最決以降の下級審裁判例として、大阪地判平18・4・10が包括一罪としています。したがって、訂正前の解答・解説も誤りとまでは言えませんが、試験対策の観点から、最高裁判例に従い、「2項強盗罪の包括一罪となる」という結論で押さえておくことがよりよいと考えられるため、解答・解説を訂正いたしました。